

1. 議事日程

〔平成23年第1回安芸高田市議会3月定例会第8日目〕

平成23年 3月 2日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

11番 前 川 正 昭 12番 秋 田 雅 朝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 企 画 部 長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 治
教 育 次 長	田 丸 孝 二	消 防 長	光 下 正 則
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介



午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において11番前川正昭君及び12番 秋田雅朝君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたします。質問方法は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお1つの質問を終え次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします。

それでは質問の通告がありますので順次発言を許します。

5番 和田一雄君。

- 和田議員 おはようございます。5番議員、日本共産党、和田一雄でございます。
今回の定例会から議会改革の一貫であります反問権が拡大されました。昨年の3月定例会の一問一答方式に続きましてトップバッターでございます。何分小心でございますので大変緊張しております。ここで一つ、やおくお手やわらかにお願いをいたします。

今回は3問の質問をさせていただきます。1問、2問は有害鳥獣対策、3番目といたしましては指定管理者制度でございます。

さて、地産地消という観点から地域の農産物はもとより、野生の鳥獣肉を地域の資源物として無駄にしないということから、まず1問目の質問をさせていただきます。ジビエの有効活用についてということでございます。昨年12月の定例会で和歌山県の日高川町を例にとりまして、既に質問をさせていただいております。その時の市長の答弁で、このことについては猟友会との関係がございますと。その辺の理解を深めながら今後展開をしていきたいということで、まず猟友会との協議、幾つかの課題があると。その課題の例でございますが、まず処理、加工施設の加工でございますが、その時も話が出ましたがレインボーファーム、また各町における給食センター、調理室の空き利用ということ。それから運用につきましては、その調理員さん、また地域の振興会、そして女性会。そういった等々の考えをお持ちであろうと思います。その後、動きとしてどういう方向に向かっておるのか、現在の進捗状況をお伺いするもの

でございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただいまの和田議員の御質問にお答えをいたします。

ジビエの有効活用についてのお話でございます。このことにつきましては、先般9月また12月の定例会の一般質問で質問がなされているところでございます。以後、猟友会との協議会を重ねた結果、幾つかの今課題を抽出してありますのでこのことを踏まえお話をしていきたいと思っております。

一つは、処理加工施設でございますけど、捕獲獣肉のニーズとか安定供給の課題、管理運営体制の課題、採算性、ランニングコスト等の課題があり、これが今後のジビエの利用については大きな項目になってくるんじゃないかと思っております。

それから猟友会さんとの関係でございますけれど、現在、イノシシの肉につきましては猟友会において処理をされておると思っております。シカについては処理に困っておられる状況がございます。またシカ肉をジビエとして活用する場合、2,000頭近い年間の捕獲頭数を生肉や燻製で販売するだけでは採算性に今限界があるということも今認識をしているところでございます。加工処理施設を設置いたし、永く採算ベースに乗せるには、着手前にしっかりとしたルールが必要であります。これを実現させるためには何よりも猟友会の協力が不可欠と再度認識をしているところでございます。

現在、各町の猟友会の会長さんとも、これからも協議を重ねていきますが、どうしても加工施設が必要だという現在では状況ではございません。しかし猟友会の高齢化を思うとき、既存施設の利用を含めた処理施設の検討も必要であると感じております。今後も猟友会、有害鳥獣捕獲班とのさまざまな角度から十分協議を重ね、一定の方向性を出したいと思っておりますので、いま一度もう少し時間をいただきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 ただいま市長の答弁をいただきましたが、早期実現に向かっていろいろとお考えを深めてやっていただきたいと思っております。

そして、一昨日総合給食センターの落成式がございました。それが4月1日から稼働するわけでございますが、供用開始でございます。そこへやはり子どもたちにそういった地域の資源、ジビエを何とか活用していただきたいというふうをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

広島県下で有害鳥獣の被害、農産物の場合、現在平成21年度で6億6,800万円。それを平成23年度には半分の3億3,400万円に目標をおきたいという考えだそうでございますが、その中で対策費が2億6,000万円。それとは別に平成22年度に補正が組まれまして、1億を平成23年度に繰

り越していくと。その平成23年度に繰り越す1億円は11月15日の狩猟の解禁、それ以降の人件費に使いたいということだそうでございますが、そこで狩猟免許の取得についてという2番目の質問でございます。

現在我が市におきましては、狩猟免許取得に対しての補助金が組まれておるわけですが、その交付される補助金の対象者、またその経費、金額、またその他の補助金があると思っておりますが、このことについて内容的なものをお伺いするものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの和田議員の御質問でございます。狩猟免許の取得についてでございます。

狩猟免許取得に対する補助金につきましては、近年増加している農産物の鳥獣被害対策として、また高齢化をしている有害鳥獣捕獲班員の後継者育成対策として平成22年度から新たに設けた制度であります。制度の内容でございますが、対象者は安芸高田市に住所を有する方。また、新たに狩猟免許を取得とした方で、安芸高田市内の猟友会に入会をし有害鳥獣捕獲に従事することができる方としております。また、対象とする狩猟免許の種類は、第一種狩猟免許（いわゆる散弾銃）としております。補助対象経費は、狩猟免許取得にかかる経費と銃砲所持許可にかかる経費の全額でございます。合計で一人当たり7万円程度を補助しております。

なお議員御指摘のとおり、この制度は安芸高田市役所の職員の利用を拒むものではありません。取得意欲のある職員も対象としておりますので御理解をしていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 ありがとうございます。そのことで補助金対象といえますか、補助金を出しておられるのは全国的にまれだということいろいろ調査をしましたところ、やはり和歌山県の先ほど言いました日高川町の南に隣接する印南町という印鑑の印に南と書いて印南町というんですが、その役場がこれを採用しておる。それで今別に補助金がありますかという答えはなかったわけなんです、その補助金の対象が7万円程度というのは同じです。それとそこの役場は銃の購入、また保管庫、ロッカーですね。そういったものの購入の半分を助成しておるということでございます。そこそこのことだろうと思っておりますが、その時にいろいろ先ほどもお話がありました職員の免許も定かでないということございまして、全国的に例がないということで、そこが去年の10月1日から施行されている。本市は4月1日からされておるわけですね。その時に何とうちの市長は、これ大したもんじゃとそう思いました。これ実感です。ただおだてとか持ち上げとかではございません。ただ本当にそう思いました。そこで、もう一乗りしていただきたいと思いますということでございますが、これは

全国的に例のないことでございます。というのは、今広島県が鳥獣被害対策実施隊、隊というのは自衛隊の隊ですが、これの組織化を各自治体に推進されとるんだらうと思うんですが、これはその自治体の首長が市民から非常勤職員として採用したり、そういったことをしておるということに踏まえて、そこで職員の狩猟免許をとってそこでハンターとなるということで、ガバメントハンターという言葉が回るんですが、これは地方公務員がそういったものに携わるということでございますが、ここで次の質問でございますが、そういった取り組みの中で、今の職員の方に市長も奨励をされて、それから一つのガバメントハンターチームを組織化されてそれを包括し、今の市民または住民、猟友会こういったトライアングルの構築をされて対応していったらどうかというのは今の所管、農林水産課だらうと思うんですが、その中でもそういったチームを組織化して職員が包括していくというふうな対応をされたらどうかと思うわけですが、こういった取り組みのお考えはありますか、どうですか、お伺いたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 有害鳥獣の課題につきましては、我が中山間地にとって大きな課題でございます。それまでの今までの歴史的な背景の中で、一応猟友会のほうに今までお世話になってることがございます。一口に言うと、この猟友会との関係、連携をこれからも深めていきたいと。議員がおっしゃるように将来的に、例えば、猟友会のメンバーが高齢化したりということになってくると、市として独自の組織体系は必要じゃないかと思っておりますけど、今ちょっとそこまで踏み切っておりません。現在の猟友会の方々に最大に協力してもらおうということでございますけど、これからの進捗によってはそういう課題もございますので、そういうことを念頭に入れながら次の対策も考えていきたいと思っております。そういう意味で猟友会の方々の保管庫の補正とかこういうものについては、また課題として受けとめておきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。いずれにしても、安芸高田市の過去の背景は今まで猟友会の方々にお世話になっておったんで、ここからあなた方は関係ないというのではいけないので、これからも議員御指摘のように、猟友会との連携を密にしながら今後の対策、この大事な有害鳥獣をどうすればいいかということを実際に考えていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 よくわかりました。早い時期にそういったことを実現していただきたいと思っております。

それからもう1点、そこで狩猟というハンターという仕事は大変危険が伴うし重労働である。そのことで何とか身分保障ができんもんだらう

かというふうに今ちょっと私は思っておるんですが、その辺はどうでございましょうか、お伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ここでお約束はできないと思いますけど、そういうこととか、先のような保管庫の支援とか踏まえて、これから検討させていただきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員

それではよろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。指定管理者制度は2003年に導入されて、2009年の総務省の調査では約7万を超える施設を指定管理者が管理をしているということで、そこで働く労働者は約400万人という調査データが出ておりますが、そこで3番目の質問になりますが、本市において当該公の施設の指定管理者制度をしているものが54施設、3億9,980万8,000円、約4億円の受託費、いわゆる委託費があるわけです。そのうちで基幹集会所18箇所まで596万5,000円、約600万円が組まれております。このデータは昨年のものでありまして、それからこの間の委員会でも付託案件として話が出ましたが、その中で現状はどうなっておるのか。そして次年度に向けての計画等があるかと思っております。それをお伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの質問、基幹集会所の指定管理者制度の導入の現況、今後の計画、指定管理者の選定についての御質問でございます。

基幹集会所につきましては、現在、条例上36施設が設置されております。36施設の内訳は、吉田町5施設・八千代町4施設・美土里町4施設・高宮町7施設・甲田町4施設・向原町12施設でございます。そのうち、現在、財産管理課の所管で指定管理者制度を導入している集会施設が18施設でございます。なお、今回の議会で提案しております新規に指定管理者制度を導入する基幹集会所が、吉田町に4施設、八千代町に1施設がございますので、これらを含めると合計23施設となります。現在、直営管理となっております施設につきましても、今後、指定管理者制度導入に向けて地元との連携を図りながら努力してまいりたいと思っております。また、基幹集会所の指定管理者の選定につきましては、現在、通常の公募によらず、匿名による地域密着型で当該地域の住民により構成される団体が管理運営するほうが施設を効果的に活用しやすく、また管理経費の削減が図れるという利点から地域振興会などの団体をお願いしております。

委託金の内訳でございますが、維持管理経費として電気代等の基本料金及び施設の保管管理経費を市が負担することとし、基本料金を超過した料金等については管理者の負担としております。また、一般的な運営

経費や軽微な修繕料（1件3万円未満）を施設規模に応じ加算し、市が負担をしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今回の委託費と選定と算定基準をお聞きする前は今先に答弁していただきましたので次の質問をしますが、総務省が今の指定管理者制度の適切な運用を求める通知書、これを昨年12月28日に送付されております。これが各都道府県知事、その会議長、また指定都市の市長、その会議長あてにでございますが、広島県も当然来ておると思います。それでそのことは本市に伝わっておるかどうか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 先ほどの和田議員の御質問にお答えします。昨年、総務省の自治行政局長のほうから、平成22年12月28日付で指定管理者制度の運用についての通知等が私のほうへ着いておりますのでこのことにお答えします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 このことはいわゆる2003年度にできてから、それから実態の調査ができていないということでそういった通知を出されたと思うのですが、このことが出た発端は昨年11月11日の参議院の総務委員会で議員がそういった指定管理の施設の労働者の実態がどうなっておるかといった行政の責任を追及したことによってこのことが各都道府県知事あて等に送付されたということでございます。それは何かと言いますと、ワーキングプアの関係ということでございまして、ワーキングプアというのはパート、アルバイト、派遣とか契約とかそういった不正規社員、そういったところのことで、その施設に働く者に対して幾ら働いても生活がぎりぎり苦しいと、生活保護にも満たない収入しか得られないといったようなことですが、ここについて本市におきまして今の指定管理者の民間企業、また不即不離の関係にある外郭団体等の施設で働く実態ですね、ワーキングプアの実態。このことについて調査をされておるかどうか、また実態を把握されておるかといったところをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 外郭団体に所属する就労者のワーキングプアの実態についてお答えをしたいと思います。全国的に景気が低迷する中で、「ワーキングプア」と呼ばれる「働く貧困層」への関心が高まっていることはテレビ報道等で周知のとおりであります。一方、議員もよく御存じのように、「ワーキングプア」範囲や定義に関してはさまざまな論議があり、実態を統計的に把握することが難しいのが実情であります。

御質問の安芸高田市の外郭団体につきましては、最低賃金法等の労働関係法令を遵守し、有資格者に対する配慮も含め勤務年数や労働条件

に応じた賃金体系に基づき運営を行うよう、指導をしておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今回の答弁でお聞きしましたが、調査もされてそういった指導をしていくということでございますので、今のこういった市民の雇用に関する事、またそれに対しての最低の生活ができるそういった補償とかそういったものに対して、今後とも施策をお願いしたいということと、もう一点、この施設を10年期限ということで譲渡の方向にもっていただけるようにそういったところをお願いしまして、この3問の質問と今のお願い、これを再度お願いをいたしまして日本共産党、和田一雄の質問を終わります。

○藤井議長 以上で和田一雄君の質問を終わります。

この際10時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時32分 休憩

午前 10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 17番、あきの会、今村でございます。また例によって行政評価のことについてお伺いするわけでございますが、総括的に見て、もう後段落をするまでもう一息のところまで来たというふうに認識をしております。先般、発表された平成22年度の安芸高田市行政改革推進実施計画の中で、来年度はこの仕組みを法制化する方向という形も出ておりますが、そのことについてその手順なりあるいはそれに伴う関係について、市長の御所見をお伺いしたいのでございます。大枠今回、5つの質問項目のうちその行政評価に関する件が3件、あと人事管理に関する件が2件ということでお伺いをいたしたいと思っております。

まず最初に、行政評価システムにおける目標管理制度との関係についてお伺いをするものでございます。行政経営は本来行政のあるべき姿、あるいはあり方、その目的、目標性が常に求められ、このことが検証されなければならないわけでございます。そこで平成22年度の評価シート作成について、安芸高田市行政改革推進実施計画の進捗状況一覧表によりますと、原則すべて事務事業評価並びに施策評価について、項目とすれば96施策あり443の事業がございます。それについての目標を設定されるとしてあるわけでございます。そのことでこの行政評価システムはその効果及び成果を検証する仕組みでありまして、目標管理制度とは当然表裏一体の関係にございます。その公表についてどういったような形でいつされるのか、お伺いしたいのがまず1点目の問題でございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

本市における行政評価システムの構築の取り組みにつきましては、平成18年度より事務事業の評価を試行的に、また平成20年度からは施策評価についても試行的に取り組み、翌年平成21年度からはすべての事務事業及び施策について評価を実施してまいったところであります。本年で5年が経過したということになります。

一方、目標管理制度の取り組みにつきましては、平成21年度より幹部会議において各部局の主要な施策または事務事業について年度当初に「達成目標」「スケジュール」「達成手段」を示し、毎月進捗状況を報告することによって幹部職員間の情報の共有と合意形成の確立を図るとともに、市長みずからが必要な指示により適切な事務の執行を目指してきたところであります。

お尋ねの平成22年度評価シートの公表についてでございますが、本年度行政評価の対象としている96施策、及び443の事務事業につきましては年度当初に目標を設定し、毎月進捗管理を行いながら事務を執行してきたところであります。評価については、年度内に完了するよう現在作業を行っているところでございますが、評価シートには決算数値を記載する必要があること、またその後の整理事務等がございますので、最終的には8月中旬から下旬にかけての公表になると思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 基本的には昨年度と同様な形での進捗状況だというふうに今年度も思うわけでございますが、昨年その公表がホームページでなされております。そのことは広く市民にやはり知らしめる状況にあるかと言えば必ずしもそうではないのではないかというふうに思うわけでございます。96項目なりあるいは400幾つに割っているすべての評価シートを公表するということは不可能でございましょうが、少なくとも主要施策については広報誌なりあるいは評価する仕組みについてそのことを公開するというお考えがあるのかどうか、そこらへんについての御意見をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政の執行状況、主要事業のこと市民の方々に公表していくというのはわかりやすくするところでは議員御指摘のとおりでございますが、平成22年度は実は主要事業の報告を広報に記載をいたしました。全部400何ぼやればいいんですけどそういうわけにもいきませんので、主要事業と判断されるもの、大きな市民の方に関心のあるものについては事業の報告を広報でやったところでございますけど、初めての試みなのでわか

りやすいかどうかというのはまた市民の方々の御意見を聞きながら今後ともこれを続けていきたいと思っております。今四半期ごとぐらいにはそのことはやろうと思ってるんですけど、その頻度につきましてはまたこれからの課題として受けとめるとしましても、御指摘のように事業の中身の進捗状況というのはこれからも広報等を通じて市民の方々に報告をしていきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思っております。ホームページ等の掲載につきましてもわかりやすく説明するために、まずは絞って市民の方々にわかりやすい形での広報をこれからも気をつけていきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 まだまだその公表がやはり何のための施策目標なのかというのが市民にわかってないところが多いかと思うわけですね。現在、そう言われておりますのがこれまでたびたび指摘しておりますけれども、内部だけの評価に終わってると。本来行政評価の仕組みというのは、執行部の提案あるいはそのことによって各施策を市民の側と一緒に評価し合う。そしてその中で共通認識を高めていくということに意味があるわけでございます、そのことによってより行政経営効果を高めていくというのが本来の趣旨なんですね。残念ながら、そこまでまだ至ってないのが現状でございますが、この平成22年度の実施計画によると平成23年度にはそれを法制化したいという記載がございます。次に移りますけれども、そのことと合わせて今のことについてさらに言及をしたいというふうに思っております。

2番目の質問に移りますが、行政評価システムの法制化についてでございます。平成22年度行政改革の推進実施計画におけるシステムの試行については、平成23年度4月より行うというふうにされておるわけでございます。先ほども年度当初にはその施策及び事務事業のシートを埋めるという作業を終わっているということではございましたが、仮に今の平成23年度にこの仕組みを法制化することになりますと、私は余り時間は残されていないんじゃないかというふうに思うわけでございます。なぜなら先ほども言いましたけれども、行政評価の基本的な方針、このことが内部だけの協議に終わり、市民に広く公表されていないがゆえにその中身たる基本方針については、あるいは施策方針についてはわかっていない面が非常に多いというふうに思うわけですね。これは市議会の責任でもあるわけではございますが、そのことにさらに踏み込んでいって、その中で行政評価システムの法制化を進めるとすれば、議会の側もこれに対して一緒に協議できる場をやはり早急につくるべきであろうというふうに思うわけではございます。この法制化についてはその行政評価の基本方針あるいは活用に関する規定、こういったことを定めた行政評価実施要綱案、この作成への考え方と今後運用に向けた施行についてどういう手順で進められようとしているのか。また早期実施に向けて今回平成

22年度の決算審査のために議会の内部で予算審査委員会と決算審査常任委員会を立ち上げてきております。そのことによって一つの提案でございますが、平成22年度の決算審査にその行政評価におけるこれまでの仕組みをそこで議会ともども協議する、あるいは論議し合える場をつくってやるとすればそれを私は望んでおりますが、そのお考えがあるのかどうか。それをもしやるとすれば、昨年度のように8月末にその評価シートが出てくるということでは当面間に合わないわけです。そこら辺についての事務的な手順についてどのようにお考えか、お考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの行政評価システムの法制化という問題の前に、先ほどの質問の中で市民の方々の参画ということがございましたけど、これにつきましては小さい町でございますので、行政評価というような行政システムとか大それたものじゃないですけど、こういうことを我々が行政の進捗をしめすことによって、また広報に掲げることによっても市民の方々の意見を聞くこともできますし、再々地域振興会とかいろんな場を通じてこの事業については論議を願ってます。こういうことが議員が御指摘の市民の声を聞くということにつながりますので、ちょっと御理解をしてもらいたいと思います。これ近く市民のかみしもにきて市民の意見を聞くということは余りそういうことじゃなしに、現在こういう行政懇談会とか地域懇談会、また振興会とか地域的にはまた会議をやってもらいますのでその都度、何回もこれも説明をしています。こういうことで市民の意見を聞いておるといことも御理解してもらいたいと思います。今後においてもあらゆる機会を通じて、市民の方々には御理解を賜るように事業の中身を気をつけていきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思っております。

それから、行政評価システムの法制化についての御質問でございます。本市における行政評価システムの運用に当たっての根拠規定等について、現段階では明文化されたものはございません。毎年、年度当初に、当該年度の実施計画及びスケジュールを示す中で具体的な事務を行ってまいりましたが、この行政評価システムが政策や施策の決定に少なからずも影響を及ぼすところとなりつつある中で何らかの形で規定が必要との認識から「第2次行財政改革推進実施計画」の実施項目として、「行政評価システムの法制化」を掲げて取り組みを進めてきたところでございます。法制化と申しましても、条例として定めている運用されてる例は、都道府県、県レベル、もしくは政令市等では見受けられますけど数的には数少ない少数でございます。多くの市町では実施要綱として整備をされ運用されているのが現状でございます。

なお、御質問の決算審査への行政評価効果の活用につきましては、当該年度の決算審査に付するに当たり提出しております「主要施策の成果

に関する説明書」において特に本市では行政評価結果に基づく成果と課題など、詳細な内容をもって作成しておりますことから、あえて評価シートをもって審査が必要かどうかは慎重に論議すべき課題と考えておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 システムの法制化という、それこそ代表団に振りかぶった形でがんじがらみの規定というふうを受けとめられますが、この平成22年度の実施計画についても先ほど市長がおっしゃったように実施要綱案、私はこれでいいと思うんですよ、現実的には。そこにだからどういうふうに執行部の行政評価に対する案に対して市民がかかわれるかどうかというのがやはり課題なわけです。日常の中で施策なり事業についての説明を行うのは当然でございますが、この実施要綱というのはある程度その行政評価に対する仕組みの道筋を立てるものですよね。そうするとそのことをここにもありますように、今そのシステムの構築がなされているのは都道府県レベルになり、あるいは他市県の同規模の行政では少ないということでございますが、現実にはそのことをやっている似たような市はたくさんあるわけでございます。この中にも他市にその事例を学んでそのことを進めたいんだという計画のようでございますが、そこで今の決算委員会の常設に関してはそこまでお考えじゃないということでございますが、いい機会ですから、その主要施策だけでもいいからその議会ともどもこの仕組みを市民の前にさらけ出す、言葉は悪いんですけど、公開するいい機会だと思っております。事務方はその事務作業を8月に終わるものを極端に言えば6月前に繰り上げるということですから、事務的な繁用さはあろうかと思いますが、そのことによって仮にやってみてどういう評価が得られるのか、そこについての御見解を改めてお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 実施要綱という形になると思いますけど、第2次行政改革の中でもこういう方向性というのはしっかり明文化していかないといけんということなんで、実施要綱をつくる過程の中でこういう問題をしっかり論議しながら定めて、また皆さんに示していきたいと思います。この中には市民の参画のあり方とか議会のあり方とか、評価の物差しですね、というようなものをしっかり決めていかなきゃいけんで、本来こういうものを定めての評価じゃないと困るんですけど、このことも大事なことでございますのでできるだけ早い時期にこの実施要綱の策定にあたっての検討をしていきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思っております。先ほど、市民の広報につきましては今現在、広報も出したばかりです。このそういうような広報の中にもやっていきますので、四角四面に市民にやるんじゃないしに、できる方向で市民の方々にも啓発または

説明なり報告をしていきたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 原則はやはり市民に表に出すと言ったのは、これからの決算審査を仮に通じて、行政の事業の主なものでいいと思うんですが、そこで議会ともしつかり論議されその精査について議論を重ねると。そのことによって市民の前に公表されるというふう思うわけでございます。そのことがこれから議会のほうもそれに向かってやっていかなければなりませんし、よその例でも最近議会改革が言われておりますが、今や行政評価のその仕組みをどういうふうに執行部側と論議するかというのはもう必須条件になっているんですね。このことによって議会が活性化し、そのことによって市民が議会の役割なりその論議を通じて市民の役割を認識するという形になろうかというふう思うわけでございますが、そういったことをこれから決算委員会でこういった形で執行部にそれを求めるかは今後の課題でございますので、そういったことが行われるような仕組みを考えていきたいということを要望し、次の質問に移らせていただきます。

先ほど、市長の答弁では行政評価自体がそのことによって大きくやり方が変わるべきではないだろうかというような御発言がございましたが、私はやはり今後勧められる行政経営、行政経営というのは要するにいかに政策を形成していくかと。このシステムの構築だというふうに思うわけです。行政評価はこの政策形成への単なる道しるべ、それへのツールなわけですね。道具なわけです。施策の中からそれを継承することによって政策が生まれ、その政策が市民の前に行政ともしつかりそのことが明確化されると、こういう政策形成への一元化につながる仕組みだというふうにとらえておるわけでございます。そうすればその政策形成に向けて市民サイドに立った形での行政経営がより深まってくるというふうに考えるわけでございます。そこで、議会や市民との政策協議、あるいは政策の共有・評価についてどのように進められるのか。そこについてお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 政策経営、システムの構築ということでございますけど、本年度より平成26年度までの5カ年間を実施期間と定めた第2次行政改革大綱の中に、行政経営システムの構築という項目がございます。実施計画においても同様の項目を設け、行政運営に関し、今よりもっと効果的なまた効率的な運営を行うことができないか、検討を行ってきたところであります。

具体的には、昨年10月に総合計画実施計画の見直しを行いました。実施計画を着実に実行に移していくためには、予算編成の具体的な事務に取りかかるまでの段階で、実施計画の内容そのものの精査をはじめ、

支所別懇談会や自治懇談会等での市民の意見の取りまとめ、行政評価による評価結果の反映等、次年度の施策の推進にあたって総合的に検討を行える仕組みづくりが必要だと考えております。確かに、政策形成を行う上で行政評価の結果を反映することは必要なことですが、評価の結果だけをもって施策の必要・不必要を判断することはできないと考えております。議会の御意見、市民の声、評価の結果やそれを踏まえての行政内部での議論、費用対効果、財源の裏づけなど最終的には総合的な判断が求められるものと考えております。その意味におきまして、今後の行政評価の活用手法もさらに検討を加えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今回の答弁の中で出てきたように、やっぱり次年度へつながる施策なり、あるいは政策のための要件だというふうに思うわけでございます。これまで私、平成21年度の施策評価のことについてそこにタイムラグがあるんではなかろうかということも申してきましたが、まさにそこにあるわけでございます。従いまして、先ほど言いましたように、本年度の決算の中で、委員会の中でそのことが共通項として語られるいい機会だというふうに思うわけでございますが、改めてそのことを期してこの項の最後の質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 先ほどから行政評価の取り組みについて本市では平成18年から施行等を繰り返してやっておるわけでございますが、要するに結果的に言いますと、行政経営の仕組みとしての機能がいかにあるべきかということであろうかと思うわけでございます。議員さんが御指摘のように、そういったものを幹部会で目標整理、目標管理制度を設けながらそこで進捗状況を、どのように事業が追行して完成していくかということを検証しながら平成21年度から取り組んでおるところでございますが、そういった中で費用対効果なり職員の経営としての意識改革、さらに互いの情報を共有化することで検証できるといった理念が多々出ておるのも事実でございます。そしてそれを次年度の施策に反映するというのが基本だろうと思っております。ただその中で再々議員さんの御指摘がございますが、市民の意向をどのように反映して情報を徹底するかということでございますが、市といたしましては、市議会にはすべてのことを今までは御報告しながらその御承認をいただいて施策を遂行しております。議員の方は市民の代表でございます。市民の方へどういった手法で一番わかりやすくするかというのはまだまだそのひな形が非常に今御指摘の文面と言われる文言は非常に市民の方には難しい。理解しにくいのは聞いておりますので、その点を手法をどのような格好で公開していくのかというのは一つの課題として、我々も勉強していきたいと思っておりますが、そういっ

た今後の厳しい社会情勢の中でいろんな施策を展開していくのに、基本は私は今は安芸高田市ができているとっておりますのでよろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 行政評価のこれまでの事務方における、あるいは幹部会におけるあり方、これも私は非常に高く評価しているわけです。そのことをさらに進めるためにはそのことがほんとの意味での行政経営にかかわる施策形成へつながるような形のものをさらに望んでいけたら。このためには議会ともども市民を巻き込んだ形でこのことをやっていくということが必要課題だというふうに思っておりますが、この議会のほうについてもこれからのあり方については、もっと積極的に前向きにこの問題に取り組んでいきたいということをやるとは予定でございますのでよろしく御理解いただきたいと思っております。

次に、人事関係のことについて話を進めたいと思っております。当市において今や変わり行く時代において本市の役割を果たしていくためには、組織として行政経営システムの構築と合わせ、職員の能力開発、先ほども副市長の答弁で出てきましたけれども、人材の育成、この活用を効果的に推進することによって目指す職員像、これを定めて従来の年次重視あるいは年功序列等による任用、給与処遇などを見直し、仕事において発揮された職員の個々の能力、また業績を的確に把握して適材適所の人事配置、あるいはめり張りのある給与処遇、これを実現させるための新たな人事管理を推進する基本ツールとして安芸高田市人材育成基本方針、これが平成19年度に策定されています。そのことを受けて一昨年来から進めておられます人事評価のこのシステムの現状と進捗状況についてお伺いをいたします。平成21年度だと思っておりますが、人事評価システムの考え方が導入され、今年度評価者の訓練、それから執行に向けてどのような現状にあり、その中から見えてきた課題は何であるのか、そこについてお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの人事評価システムの現状と進捗状況についての御質問でございます。お答えいたします。

御承知のとおり、国におきましては平成21年度より人事評価制度が法制化をされ、広島県も平成23年度から目標管理制度と連動した人事評価の取り組みを開始されております。本市におきましては、こうした動きに対し制度の構築を図るため、平成21年度から課長級以上の管理職員を対象とした施行を行いました。評定者及び非評定者の訓練も行っております。具体的には、人事評価制度の意義や評価の視点など基礎知識に係る研修の実施、また実際に評価シートを作成し面談を行うことにより評価者としての技術習得を目指す取り組みを行っております。現在は、試

行開始から2年目ですので、年間の実施サイクルの検証や評価の方法・面談方法の検討、また評価シート設計のあり方など多くの課題がございます。施行を重ねる中で、随時マニュアルや評価シートの見直し及び修正を行い、だれもが納得し平準化された信頼できる制度を構築することが必要と考えております。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 大きな課題でございますので、一朝一夕に事が進むというふうには思っておりませんが、次の項目とも絡むわけでございますが、これまで進められておりますのはあくまでも管理職以上が条件でございます。これからそのことに向けていかなる効果が出てくるのか、そういったことを大いに期待するわけでございますが、その中で特に目立つ事項について御所見があればそのことについてお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人事評価制度についての課題でございますけど、私も現職時代、県庁でもちょっと携わったことがございますけど、まず人が人を評価することは非常に難しいと思います。現在に至ってもこのことは確立されておられません。これを新たに制度をつくっても職員全部が満足することはいかないので、これなかなか難しい課題の制度を構築することは非常にここではっきり白黒つけるわけにはいかないので、おおむねこの方向という方向はできますけど、これぴったりと評価水準の判定基準の水準ができないというのが大きな課題でございます。人の評価を人がするわけでございますので、その評価を受けられた者がおったわけで、その判定を非常に満足に受けるということは非常に難しいので理論的には成り立っても実質的に非常に難しいということでございます。それから県がこの評価に基づいて年俸制度を取り入れておりますけど、これも一長一短で賛成者もおって、県庁なんかむちゃくちゃですもん。だからこういうことをしっかり理論的にいいからこれを前にやっつけていけばいいということと、やっぱり実態に即した人事管理をやっていくんだという課題とのこの整合性が非常に難しいと私は認識しております。ほかに課題があれば総務部長のほうから説明いたしますけど、私はそういうふう感じております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 この人事評価はまさしく目標管理制度と大きくこれは連動するわけでございまして、議員御指摘の平成19年ですね、安芸高田市人材育成基本方針で大きな項目として信頼される職員、創造する職員、行動力ある職員。問題はここの形成政策、政策立案そういったものを目指ものとされております。それであらゆる研修等を実施しておりますが、こういった連携を図ることによって問題は次の事業をそれぞれ追行してこれを構

築し、さらに能力を把握して次のステップへいくということが一連の流れになっていくと思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今意味しくもおっしゃったように、行政のほうの目標管理とドッキングするというふうに私は思ってるわけです。まさに行政経営の執行部側の原点なわけですね。そのことをお互いに目標がどういったような形で遂行されるのか、いかなるものなのかということが絶えずやっぱり検証され目的が明らかにされるというのがこの制度のやっぱり原点だろうと思うわけでございます。そこで5番目に同じく人事管理の中でそれを一元化するために進める人事評価と人材育成、これを推進するために人事を一元的に推進して人事課等の専門的な組織化に法をつくる必要があるんじゃないかというふうに私は思うわけでございますが、そのことについてお伺いをいたします。

これまで安芸高田市における人事評価の現状、課題の中で最も重要なことは先ほども副市長のほうから答弁がありましたように、行政経営にかかわりあり人材育成と人事効果を高め活用するというところでございます。実際において地方公務員法で第40条の第1項でその規定に基づいて勤務評定等を行い、それに応じた処置をとるということが義務づけられておるにもかかわらず、このことがやっぱり完全に施行されている実態が少ないわけです。そのことは大きな課題でございますが、あくまで職員の能力、意欲、勤務成績を正しく評価し処遇すべきというこういう時代の要求があるわけです。人事評価を重視する自治体がふえてきているのは事実でございますが、公務における成績をどのようにとらえるかという点で、先ほどもありましたように目標管理あるいは高度評価、こういった手法を導入している動きがあるわけですね。そこで職務の追行や努力度、それからさらに能力の保有度、これらを分析的に評価する人事効果の中であくまで公正な処遇であり、勤労意欲であり、生産向上、これを実現するための仕組みなわけでございますが、これをやはり総括的に一元化をしてこのことの管理を進めるセクションが必要ではないかというふうに思うわけです。そこについての御見解をお聞きしたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人事課の必要についての御質問でございます。本市における人事評価制度は、目標管理制度とも連携を図り、主として年度当初に仕事目標として掲げた項目について、職員がその職務を遂行するに当たり「挙げた業績」と「発揮した能力」を把握し、一定の物差しによって客観的に評価するもので、いわゆる「人物評価」ではありません。年度ごとに目標実現に向けて取り組みを行うことで、職員の能力開発や目的意識の向上、また仕事に対する責任意識の向上を目指すものであります。まさに「人

材育成」を主眼においた取り組みであります。市では「安芸高田市人材育成基本方針」に、目指す職員像として、「信頼される職員」「創造する職員」「行動力のある職員」を掲げ、職員研修の充実を図っておりますが、こうした取り組みを補完し、さらに充実させるためにも人事評価制度の構築は欠かせないものと認識しております。

今後は先に御説明しましたとおり、信頼できる制度の構築とともに、施行対象者の拡充を検討してまいりたいと考えております。また、これらを推進するための組織体制づくりにつきましては、第2次行政改革を断行中の現時点において現行どおり現在のところ総務課で所掌することがより効率的であると考えております。いずれにいたしましても、議員御指摘のように本市の将来を担う人材育成につきましては、今後、特に力を入れてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。今村議員に申し上げます。発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただくようお願いいたします。

今村義照君。

○今村議員 当面、人事課という専門的な分野を置かないというお考えのようですが、やはり今後職員の適正化に向けた形、それから職員の削減に向かわざるを得ない状況下の中で全職員の能力で機能的に発揮される体制が望まれるわけです。そしてより専門的な形での活動が望まれるわけです。そのためには職員としての役割、それから管理監督者の役割、職員研修担当の役割、人材育成担当の役割、これらをやはり総括的に把握して一元化に向けた組織化が必要ではなかろうかというふうに思いますが、改めてそのことを再度お聞きし、最後の質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本市の将来を担う人材育成につきましては、職員の健全育成につきましては大切な課題でございます。人事課を設けないと申しましたけど、その趣旨は十分理解しながら現行の体制のもと、しっかり頑張っていきたいと思えます。御理解をしてもらいたいと思えます。

○藤井議長 以上で今村義照君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は明日午前10時に再開いたします。

議員の皆さんにお知らせをいたします。11時50分から新年度予算の審査要領について説明がございますので、第1委員会室のほうへお集まりをいただきたいと思います。

大変御苦勞さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員